6．福祉問題について

⑶　ヤングケアラーの早期発見と支援策

福岡県は、本県内のヤングケアラーについて、令和 2 年 10 月から同 3 年 1 月にかけて、県内 60 市町村の要保護児童対策地域協議会に対し、ヤングケアラーがどのように捉えられているかを初めて調査しました。その結果、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握している市町村要対協が 24、該当すると思われる子どもがいるが実態は把握していない市町村要対協が 12、該当する子どもがいないとした市町村要対協が 24 でした。132 のヤングケアラーの相談ケースのうち、未就学が 3、小学生 61、中学生が 46、高校生が 16 などとなっていたほか、子ども自身がヤングケアラーと認識していたのはわずかに 16 でした。その後、福岡県は、ヤングケアラーについての実態調査をしたのか伺います。

令和 2 年度の厚生労働省の調査では、調査に参加した中学校の 46.6%、全日制高校の 49.8%にヤングケアラーが「いる」という結果になっています。

また、同調査では、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」という質問に対し、「いる」と答えた中学 2 年生は 5.7%にのぼりました。これは、回答した中学 2 年生の 17 人に 1 人がヤングケアラーだったということになります。

また、厚生労働省は 5 月、学校や自治体などが連携支援するためのマニュアルを公表。主体となる機関や部署を決めコーディネーターを配置することを提言するとともに、早期発見に向け、問題への理解を深めることも重要としました。ヤングケアラーへの支援は、まずもってヤングケアラー自身を把握することが大事です。そのうえで、一人ひとりが置かれた状況が違うため、状況に合った支援策を講じることが必要となります。

そこで、まず、ヤングケアラーの大半が学校に通っていることから、不登校になっている子どもの家庭訪問を進め、学校のスクールソーシャルワーカーを活用してヤングケアラーの早期発見を進めることが重要です。このためには、福祉労働部と教育庁とが連携をすることが大事です。また、福祉サービスなどの実施を担う市町村とも連携する必要があります。さらに、ヤングケアラーは、就職活動でケアとの両立という制約があることから、個々の状況に応じた適切

な就職支援が求められ、若者就職支援センターを含め、県内の就労支援に係る関係機関との連携も必要となります。

こうした状況を踏まえると、まず何よりも様々な支援機関がヤングケアラーについて正しい理解を持ち、連携して適切に対応できるようにしていくことが求められます。県としてヤングケアラーにどのように対応していくのかお答えください。

【服部知事の答弁】

①　ヤングケアラーの調査について

本県では、ヤングケアラーの実態を引き続き把握するため、今年1月から2月にかけ、県内60市町村の要保護児童対策地域協議会に対し、2回目の調査を行いました。

市町村の要対協が、ヤングケアラーと思われる子どもとして把握している人数は、今回163人となっており、前回調査から31人の増となっています。

調査結果については、取りまとめ次第、公表することとしています。

②　ヤングケアラー支援のための関係機関の連携について

県では、今年度、生活指導担当教員やスクールソーシャルワーカー、市町村の福祉・介護担当職員、若者就職支援センター職員など様々な担当者を対象に、ヤングケアラーへの理解を深めるための研修を実施します。

また、ヤングケアラーについて、各地域の要保護児童対策地域協議会で情報共有し、福祉・介護などの適切な支援機関につなぐ体制を作ることが必要であると考えています。

このため、児童福祉にかかわる関係機関の代表で構成される福岡県要保護児童対策地域協議会において、この支援体制づくりを協議してまいります。

ヤングケアラーの中には就労や介護に課題を抱える方もいることから、同協議会に、福岡労働局や福岡県介護支援専門員協会などの関係機関をメンバーに加え、連携強化を図ってまいります。